

平成25年10月1日

各 位

会社名	アクシアル リテイリング株式会社
(旧会社名)	原信ナルスホールディングス株式会社)
コード番号	8255 東証第1部
代表者	代表取締役社長 原 和彦
問合せ先	専務取締役執行役員 山岸 豊後
	TEL (0258) 66-6711

## 「内部統制システムに関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

平成25年4月12日付「原信ナルスホールディングス株式会社と株式会社フレッセイホールディングスの株式交換による経営統合、ならびに原信ナルスホールディングス株式会社の商号の変更、定款の一部変更、代表取締役の異動およびその他役員の異動に関するお知らせ」で公表のとおり、当社は株式会社フレッセイホールディングスと経営統合に向けた作業を進めておりますが、このたび当社は、平成25年10月1日開催の取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」に関し、経営統合後の組織体制に即した内容への修正を行うため、一部改定することを決議いたしましたので、その改定後の内容についてお知らせいたします。

なお、変更箇所は下線で示しております。

### 記

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
当社は、持株会社として当企業集団全体の経営管理、統括を行う観点から、企業集団全体の役員が守るべき倫理規範を制定し、法令等の遵守を行うための行動規範を定める。  
取締役は、すべての職務の執行において、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全を図るため、内部統制に係る体制の整備を行わなければならない。  
取締役は、内部統制の運用に係る有効性が確保されるように、継続してその有効性の評価を行わなければならない。有効性の評価にあたっては、内部監査部門である業務監査室を設置し、職務執行全般における継続的監視活動を行う。  
また、TQM推進部を設置し、法令遵守に係る体制の整備、運用を図る。役員、全従業員は反社会的勢力と一切の関係を遮断する。また、倫理・コンプライアンスに照らして問題のある活動には関与しない。これを、倫理・コンプライアンス管理規程に定め周知徹底を図る。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
法令で定められた情報開示を必要とする重要情報については、速やかに情報を公開する。  
取締役の職務執行に係る意思決定過程における稟議書、議事録、その他文書については、文書管理規程に基づき適切な状態にて保存する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
リスクマネジメント委員会を設置し、経営上想定しうるリスクについて、定期的に評価・検証を行い、必要な措置に関する提言を行う。  
損失に関するカテゴリー・マネジメントの観点から、各社内規程及びマニュアルにおいて該当する損失の危険の管理について定める。  
不測の事態が生じた場合に、役員、使用人全員が適切な行動を行えるように、毎年更新される環境安全カード、地震・災害対応カードを携帯するとともに、連絡体制の整備、行動マニュアルの整備を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
毎月1回の取締役会を開催し、法令及び定款に定められた重要事項の決定、業務執行状況の報告を行う。  
企業集団全体の職務執行に関する意思決定を迅速に行うため、毎月、取締役及び指名された者によりグループ経営会議を開催し議論を行い、職務の執行方針、重要事項の決定を行う。  
主要子会社においては、必要に応じ経営会議を開催し、職務執行過程における意思決定の効率化を図る。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
コンプライアンスに係る事項についてはコンプライアンス委員会を設置し審議する。また、TQM推進部を設置し、社会的責任、法令遵守に関する維持・整備・啓発活動を行う。  
日常の職務執行については、全社的品質管理（TQM）活動の考え方を基本とし、自ら判断して行動できる教育を行う。  
職務執行過程における環境活動に係る事項については、ISO14001認証体制に基づいた環境内部監査委員会を設置し、法令遵守の状況について監査する。  
内部通報窓口を社内及び社外に設置し、通報、相談が適時に行われる体制を整備し、かつ、内部通報者の権利を保護する。
6. 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
関係会社管理規程に基づき、当社を中心とした企業集団全体の業務執行に関する報告、決裁の体系を明確にする。  
内部監査については、持株会社である当社に企業集団全体の内部監査を専任で行う業務監査室を設置し、各関係会社から独立した立場で業務執行の適正性について監査を行う。  
財務報告に係る内部統制については、内部統制整備委員会で評価、検討し、内部統制管理室が主体となって、整備、改善を行う。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、業務監査室及びその他必要と認める部署より必要と認める人員を、監査役を補助すべき使用人として指名する。
8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役を補助すべき使用人として指名された使用人は、補助すべき期間において、監査役への指揮命令の下に行動し、取締役その他監査役以外の者から一切の指揮命令は受けない。また、監査役を補助すべき行為に基づく当該使用人に係る人事異動、人事評価、賞罰、その他一切の事項は、監査役会の協議に基づき決定し、取締役その他監査役以外の者からの独立性を確保する。
9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制  
取締役及び使用人は、業務の執行過程において重要と認められる事象が生じた場合には、監査役に対し当該事象の内容を速やかに報告しなければならない。また、監査役から報告の求めがあった場合には、その報告を行う義務を負う。  
監査役は、会社の業務執行過程において取締役会、経営会議、その他重要と認められる会議に出席し、業務執行過程における意思決定の過程や職務の執行状況について常に把握し、会議体の議事録、稟議書、契約書等、業務執行に係る重要な書類を閲覧することができる。
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役はその職務の執行にあたり、他のいかなる者からも制約を受けることなく、取締役の職務執行が法令及び定款に準拠して適法に行われているかどうかについて、独立して自らの意見形成を行う権限を持つ。  
この独立性と権限を確保するために、監査役監査規程及び監査役会規程において、監査役の権限を明確にするとともに、監査役は、業務監査室、会計監査人、その他必要と認める者と連携して監査を実施し、監査の実効性を確保する。

以上